

守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)

令和6年●月

守谷市教育委員会

目次

I. 基本方針の策定にあたって	1
1. 方針策定の目的	1
2. 方針の期間	1
3. 基本方針の位置づけ	1
II. 学校を取り巻く現状と課題	2
1. 児童生徒数・学級数の動向	2
(1) 人口の推移と将来推計	2
(2) 児童生徒数の推移と将来推計	3
2. 学校規模の現状と推移	4
3. 学校施設の状況	8
4. 特別支援教育の現状と課題	11
III. 適正規模・適正配置基本方針	12
1. 方針実現のための基準	12
(1) 適正な学校規模	12
(2) 通学距離の目安	16
2. 学校規模の適正化方策	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 適正配置を検討する時期	17
(3) 適正規模に近づけるための一般的な対応策	18
(4) 本市における適正配置の実施に向けて	19
3. 中学校区ごとの今後の動向と方向性	21
(1) 守谷中学校区	21
(2) 愛宕中学校区	22
(3) 御所ヶ丘中学校区	23
(4) けやき台中学校区	24
IV. 推進に向けて	25
1. 今後の検討の進め方	25
2. 推進方法と体制	25
3. 留意事項	25
付属資料	26
1. 策定経過	26

I. 基本方針の策定にあたって

1. 方針策定の目的

本市は県南地区に位置し、旧日本住宅公団等による宅地開発の影響で、昭和 50 年代からこれまで人口は増加傾向にあり、必要な教室の確保のために多くの学校施設を整備してきました。

近年は特に、つくばエクスプレスの開業を背景に守谷駅周辺の住宅開発が進み、過大規模校が出現する一方、少子化により児童生徒数の減少が進んでいる地区も発生している状況です。

本方針は、「子どもたちにとって望ましい教育環境を確保する」という観点で、小中学校の適正規模を設定するとともに、「適正規模（子どもたちにとって望ましい環境）の学校を、市全体で中長期的に持続させる」ことを目的として策定します。

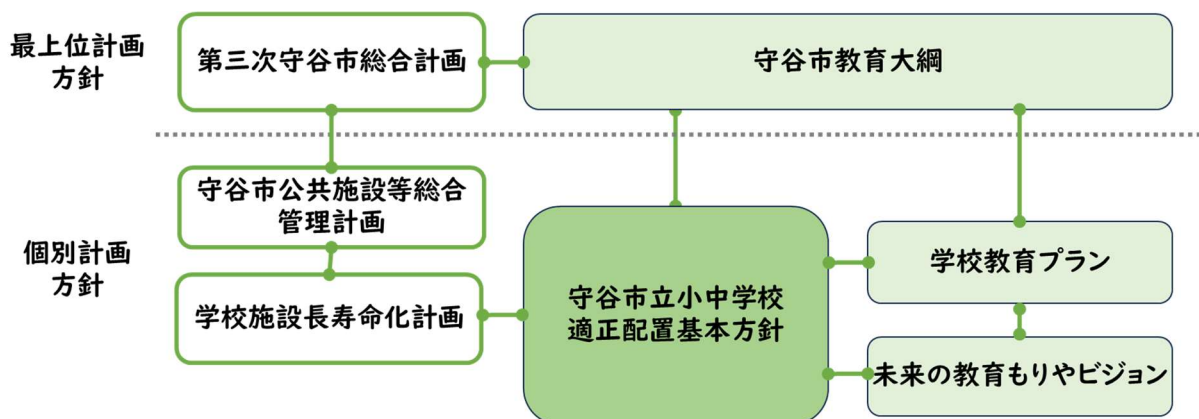
2. 方針の期間

本方針の期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。なお、教育制度の変更や社会情勢の変化、児童生徒数推計の推移などに的確に対応していくため、5 年毎に計画の見直しを行うこととします。

3. 基本方針の位置づけ

本方針は、守谷市の目標を実現するための基本的な方向性を示す「守谷市教育大綱」や「学校教育プラン」、分野横断的に施設面における基本的な取組みの方向性を示す「守谷市公共施設等総合管理計画」、学校施設の整備計画である「学校施設長寿命化計画」などと整合を図り、策定しています。

■本方針の位置づけ



II. 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の動向

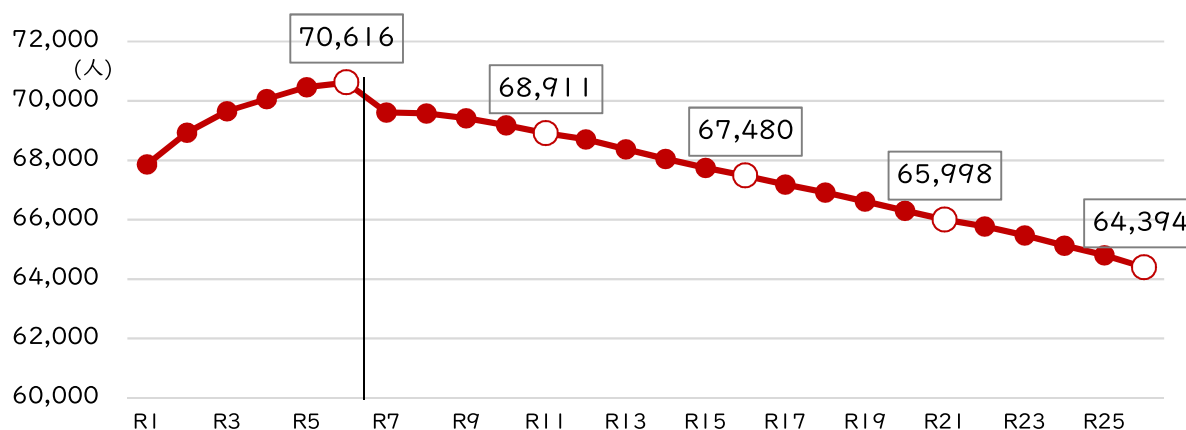
(1) 人口の推移と将来推計

本市では、つくばエクスプレス開業や松並青葉土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加等による人口増加基調が続いています。

令和6年度守谷市児童生徒数推計における将来人口推計では、守谷市の総人口は令和6(2024)年度に70,616人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和26(2046)年度時点で64,394人に減少することが予想されています。

なお、令和2年国勢調査実績等を基に独自に将来人口推計を行った第三次守谷市総合計画「人口ビジョン」においては、令和12(2030)年にピーク人口70,731人となった後、減少傾向に転じると予想していますが、これは様々な戦略展開効果を見込んだ数値となっています。本方針では学校区毎の推移を的確に把握する必要があるため、学校区を構成する行政区単位で推計を行った教育委員会独自の「守谷市児童生徒数推計」を基礎資料としていきます。

■守谷市の総人口の推移と将来推計



出典：令和6年度守谷市児童生徒数推計業務（令和6年11月）

(注1) 令和6年度守谷市児童生徒数推計は令和6年5月1日時点の住民基本台帳人口が基準
推計値には、令和6年度時点で確定している以下開発地区（完了済地区も含む）を含めて算出しています
新守谷駅周辺地区（土地区画整理事業）、中央4丁目（共同住宅）、中央2丁目（共同住宅）、本町地区（戸建て開発・共同住宅）、御所ヶ丘4丁目（共同住宅）

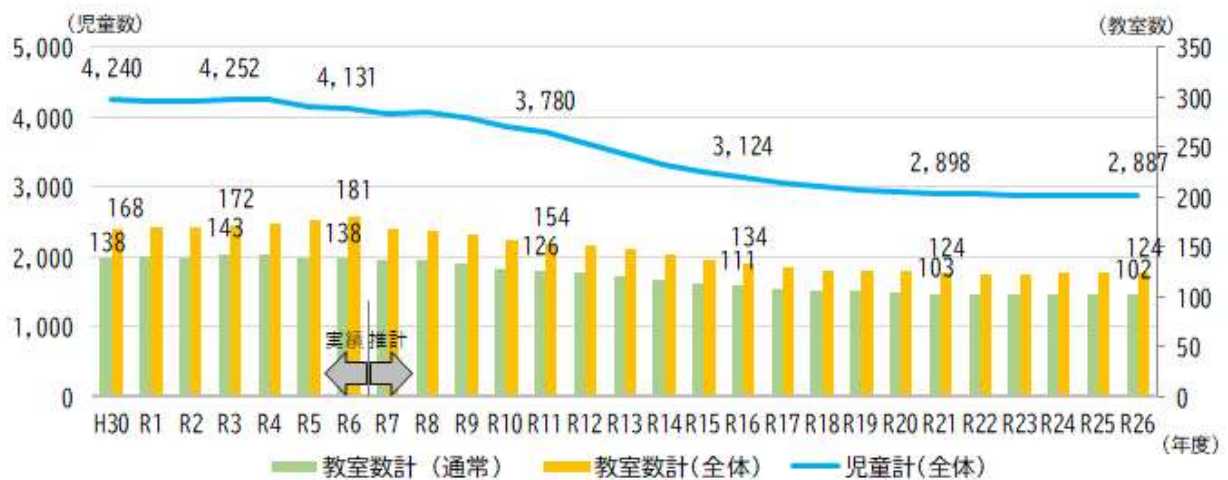
（２）児童生徒数の推移と将来推計

市立小学校の児童数は近年横ばいで推移していましたが、令和 3（2021）年度の 4,252 人をピークに減少に転じており、令和 6（2024）年度では 4,131 人となっています。推計では、10 年後の令和 16（2034）年度で 3,124 人と令和 6（2024）年度比で約 24％減少する見込みとなっています。

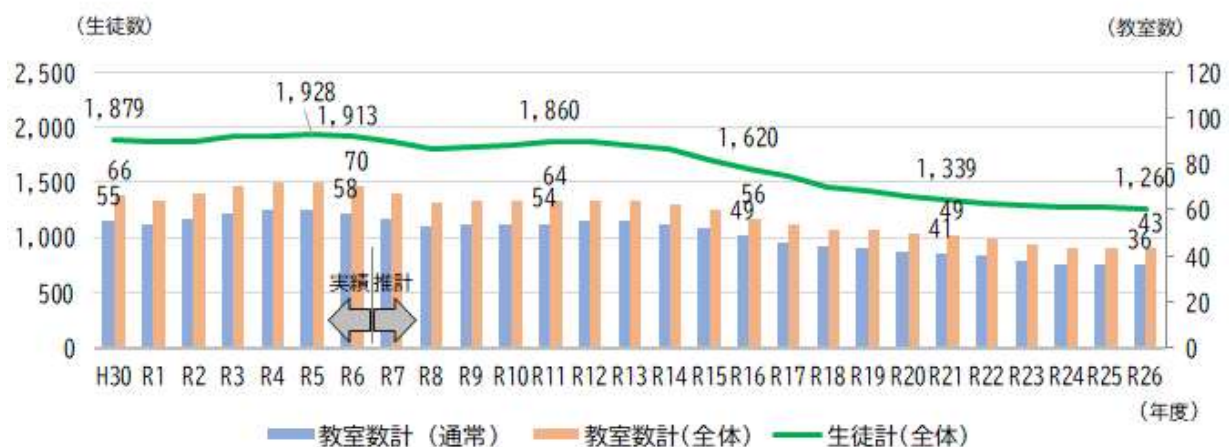
中学校の生徒数は近年微増傾向にありましたが、令和 6（2024）年度では 1,913 人と減少に転じています。推計では今後も減少傾向が続き、10 年後の令和 16（2034）年度には 1,620 人と、令和 6（2024）年度比で約 15％減少する見込みとなっています。

■児童生徒数及び学級数の推移と将来推計

【将来人口推計（児童数・教室数の推移）-市全体（小学校）】



【将来人口推計（生徒数・教室数の推移）-市全体（中学校）】



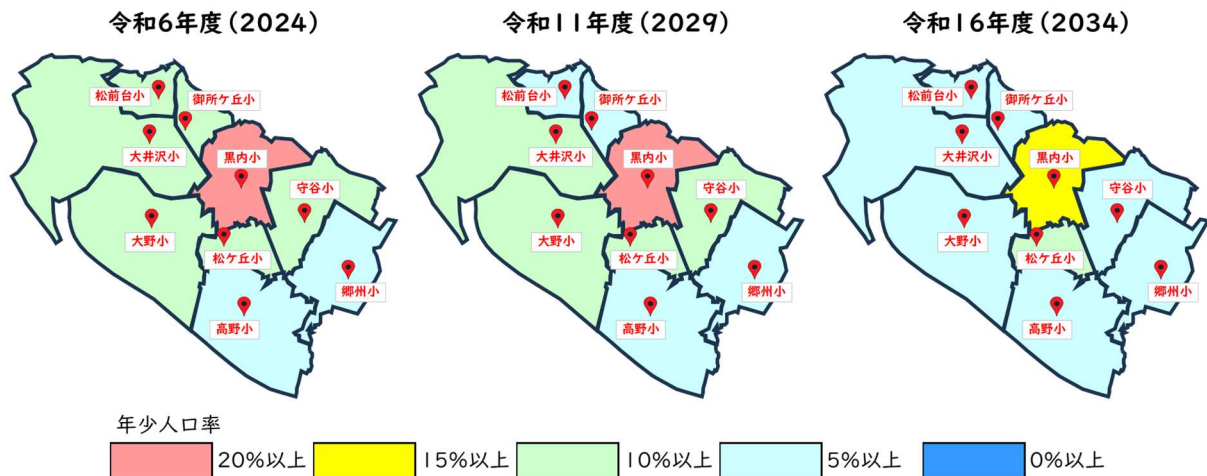
出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

2. 学校規模の現状と推移

(1) 年少人口率から見た現状と推移

■小学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）率の推移

年少人口はしばらく、黒内小学校区と郷州小学校区を除く小学校で減少します。年少人口率は郷州小学校区以外の全ての小学校区で低下し、令和16（2034）年度には黒内小学校区、松ヶ丘小学校区以外は全て10%未満となる見込みとなっています。



年少人口（人）

	R6年度	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	909	752	664
大野小学校区	357	273	220
高野小学校区	475	370	339
守谷小学校区	1,695	1,430	1,359
黒内小学校区	2,927	3,001	2,408
御所ヶ丘小学校区	627	523	464
郷州小学校区	680	741	717
松前台小学校区	621	489	423
松ヶ丘小学校区	1,210	1,023	943

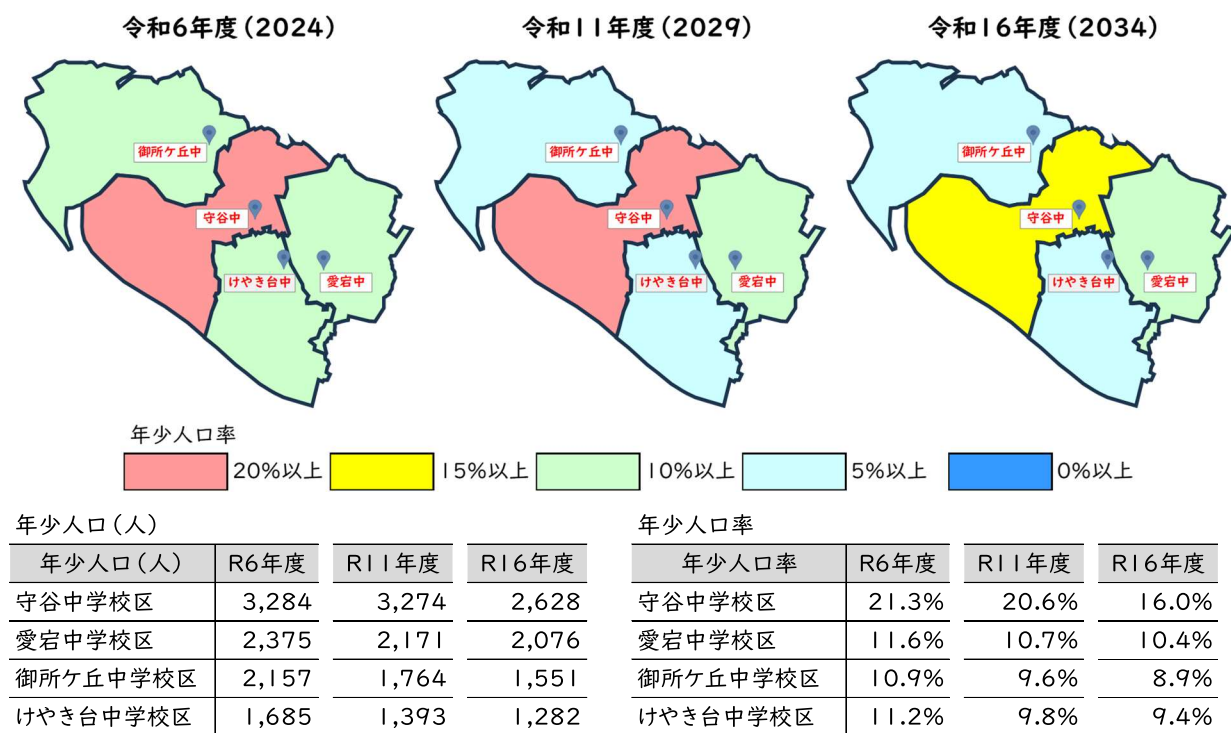
年少人口率

	R6年度	R11年度	R16年度
大井沢小学校区	11.7%	10.5%	9.8%
大野小学校区	12.0%	10.3%	9.0%
高野小学校区	9.1%	7.8%	7.6%
守谷小学校区	14.3%	12.1%	9.1%
黒内小学校区	23.6%	22.6%	17.2%
御所ヶ丘小学校区	10.0%	8.7%	8.2%
郷州小学校区	7.9%	9.0%	9.2%
松前台小学校区	10.9%	9.3%	8.7%
松ヶ丘小学校区	12.3%	10.8%	10.3%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

■中学校区ごとの年少人口（0歳から14歳）率の推移

年少人口はしばらく、守谷中学校区を除く全ての中学校区で減少する見込みです。10年後の、令和16（2034）年度には守谷中学校区の年少人口率が16.0%、愛宕中学校区が10.4%、けやき台中学校区が9.4%、御所ヶ丘中学校区が8.9%にまで低下する見込みとなっています。



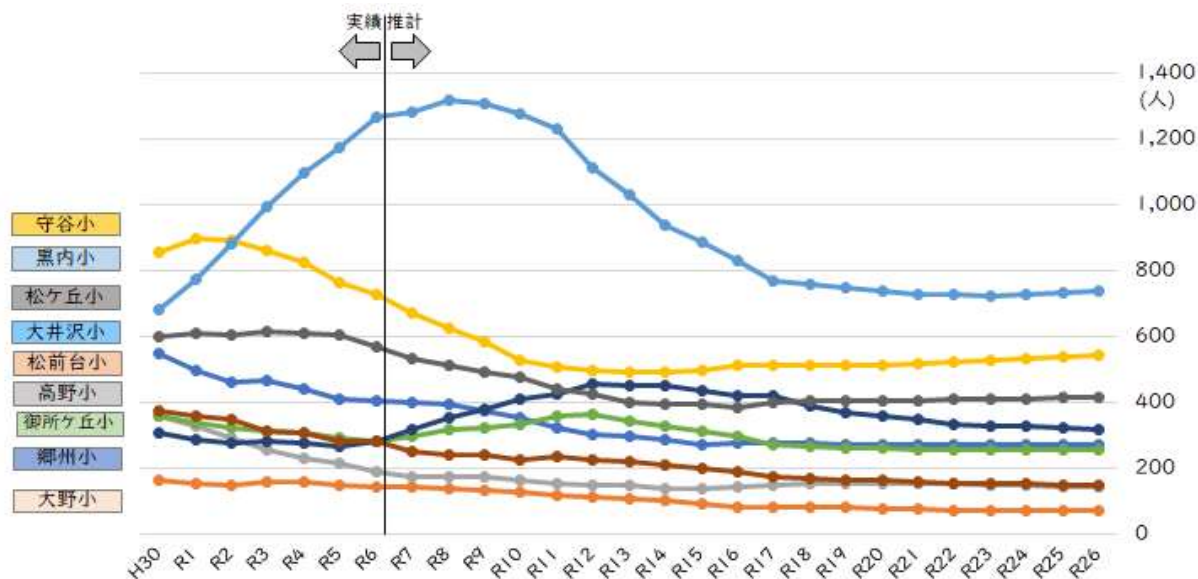
出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

(2) 児童生徒数から見た現状と推移

■小学校区ごとの児童数の推移

児童数はしばらく、黒内小学校（令和8年度 1,318 人がピーク）及び特定地域選択制度による通学先の御所ヶ丘小学校（令和 12 年度 362 人がピーク）、郷州小学校（令和 12 年度 456 人がピーク）では増加しますが、それ以外の 6 小学校では減少する見込みとなっています。

10 年後の令和 16（2034）年度における令和 6（2024）年度比の増減率をみると、郷州小学校および御所ヶ丘小学校を除く 6 小学校で減少し、大井沢学校、大野小学校、守谷小学校、黒内小学校、松前台小学校、松ヶ丘小学校では約 30%以上減少する見込みとなっています。



児童数の推計（人）

	R6年度	R11年度	R16年度
市全体	4,131	3,780	3,124
大井沢小学校区	404	324	276
大野小学校区	141	118	82
高野小学校区	188	150	143
守谷小学校区	727	509	510
黒内小学校区	1,268	1,231	829
御所ヶ丘小学校区	280	359	295
郷州小学校区	278	423	421
松前台小学校区	278	232	189
松ヶ丘小学校区	567	441	385

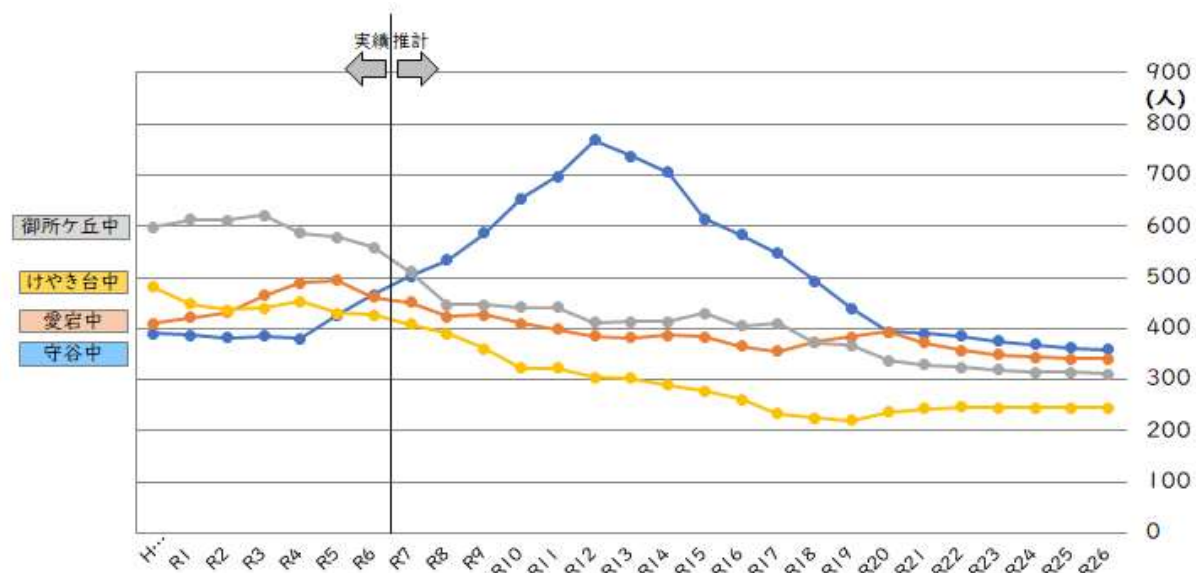
児童数の増減率（R6年度比）

	R11年度	R16年度
市全体	-8.5%	-24.4%
大井沢小学校区	-19.8%	-31.7%
大野小学校区	-16.3%	-41.8%
高野小学校区	-20.2%	-23.9%
守谷小学校区	-30.0%	-29.8%
黒内小学校区	-2.9%	-34.6%
御所ヶ丘小学校区	28.2%	5.4%
郷州小学校区	52.2%	51.4%
松前台小学校区	-16.5%	-32.0%
松ヶ丘小学校区	-22.2%	-32.1%

出典：「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

■中学校区ごとの生徒数の推移

生徒数は守谷中学校を除く3中学校で減少する見込みです（守谷中学校は令和12年度が769人のピーク）。10年後の、令和16（2034）年度には守谷中学校が24.8%の増加となる一方で、けやき台中学校が38.6%の減少、御所ヶ丘中学校が27.2%の減少、愛宕中学校が20.8%の減少となる見込みです。



生徒数の推計(人)

年少人口(人)	R6年度	R11年度	R16年度
市全体	1,913	1,860	1,620
守谷中学校区	467	697	583
愛宕中学校区	461	399	365
御所ヶ丘中学校区	558	441	406
けやき台中学校区	427	322	262

生徒数の増減率(R6年度比)

年少人口率	R11年度	R16年度
市全体	-2.8%	-15.3%
守谷中学校区	49.3%	24.8%
愛宕中学校区	-13.4%	-20.8%
御所ヶ丘中学校区	-21.0%	-27.2%
けやき台中学校区	-24.6%	-38.6%

出典:「令和6年度守谷市児童生徒数推計業務」報告書

3. 学校施設の状況

本市では、令和 6(2024)年 2 月に改訂した「守谷市公共施設等総合管理計画」等において、社会構造の変化に応じた公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化の検討や、維持管理に係るコストについて負担の軽減・平準化を図り、最適な配置を実現していくことを目指しており、学校施設においても、公共施設管理の視点と整合を図り、適正化を進める必要があります。

老朽化や耐震化対策のため、建替えを行った守谷中学校(平成 17(2005)年度)及び守谷小学校(平成 24(2012)年度)以外は、建築後 30 年以上が経過しています(平均経過年数 39 年)。

今後、多くの施設で経年劣化等に対応する改修・更新費用が必要となりますが、将来的には人口減少や少子高齢化の進展による歳入減が予想されています。

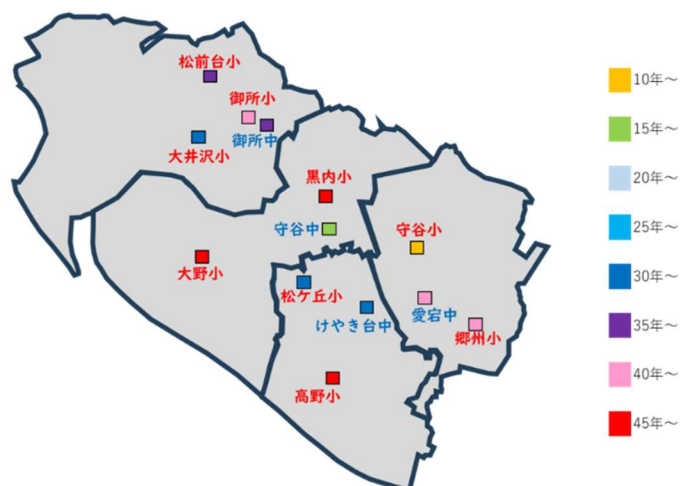
このため、学校施設長寿命化計画に基づいて順次改修工事を行い、既存施設を安心・安全な教育の場、地域コミュニティの核として、築 80 年まで使用できるよう維持していく方針となっています。

■学校教育系施設の一覧

番号	施設名	建築年度	経過年数	延べ床面積 (㎡)	大規模改修完了・予定年度	保有教室
1	高野小学校	S52 年	46	6,648.29	R10年度改修予定	19
2	大野小学校	S53 年	45	3,432.25	R14年度改修予定	9
3	黒内小学校	S54 年	44	9,158.66	R20年度改修予定	49
4	御所ヶ丘小学校	S57 年	41	5,523.78	R2年度改修完了	20
5	郷州小学校	S58 年	40	6,739.87	R3年度改修完了	22
6	愛宕中学校	S58 年	40	8,333.79	H27年度改修完了	24
7	御所ヶ丘中学校	S60 年	38	8,151.26	R6年度改修完了予定	25
8	松前台小学校	H 元年	34	6,031.59	R10年度改修予定	18
9	けやき台中学校	H3 年	32	7,985.02	R7年度改修完了予定	18
10	松ヶ丘小学校	H5 年	30	6,755.59	R8年度改修予定	23
11	大井沢小学校	H6 年	29	6,756.44	R12年度改修予定	22
12	守谷中学校	H17 年	18	11,288.88	R15年度改修予定	21
13	守谷小学校	H24 年	11	8,533.59	R19年度改修予定	34
14	学校給食センター	R3 年	2	4,162.10	R4年度改築完了	-

出典:守谷市公共施設等総合管理計画(令和 6 年 2 月改定) *保有教室数は令和 6 年 5 月 1 日の現況

■学校施設の現状(経過年数)



■学校に係る全体コスト

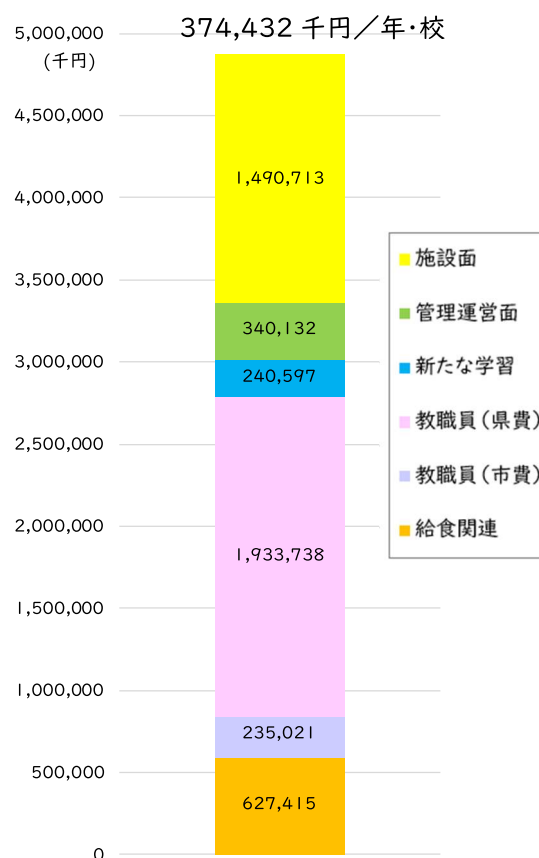
学校の適正規模・適正配置は望ましい教育環境を実現することが目的ですが、建設的な議論を通じて対応策を選択する中では、本市の財政状況も踏まえ、学校教育を維持するために必要となる総コストを考慮することも重要な視点となります。

市では令和3年度に「守谷市中期財政計画」（計画期間：令和4～8年度）を策定し、毎年度調査を行いながら収支計画を見直していますが、今後は市全体の人口減少や少子高齢化の進展が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが見込まれています。

このような中、学校全体に係るコストを、教職員人件費も含めて10年間（平成26年度～令和5年度）の実績から単年度平均の経費を算出すると、一校当たりの単年度経費は、約3.7億円/校となることが分かります。

○学校に係るコストの主な内容

施設面	更新・改修費	工事請負費		遊具撤去、教室改修工事
		建築費		校舎・体育館改修工事
		債務償還費		
		土地建物賃借料		
	維持管理	常用費	消耗品費、修繕料	照明器具取替修繕、フェンス修繕、床張替修繕等
		役務費	手数料	駆除手数料等
		委託料等		エレベーター保守点検、警備業務委託等
	光熱水費			
	管理運営面	学校運営費	常用費	消耗品費等
			印刷製本費	一般消耗品
		役務費	通信運搬費	写真冊子作成業務、印刷製本業務
		委託料		電話料金、FAX、切手代等
		使用料		健診委託料
		備品購入費等		デジタル印刷機リース料等
		負担金		教材、事務用備品、図書館図書、机椅子等
		教育振興、教育支援事業	委託料、使用料等	外国語教育推進（ALT、オンライン学習）
			補助金等	英語検定補助、就学援助、特別支援教育就学奨励費、大会補助金等
	新たな学習	ICT推進事業	常用費	
			役務費	インターネット接続料
			委託料	授業支援システム、GIGAスクール支援等
			賃借料	コンピュータ賃借料等
			備品購入費等	校務用パソコン、タブレット等
教職員	県費	校長、教頭、教諭、非常勤、事務等		
	市費	報酬等		
給食関連		学校医、会計年度任用職員、教科担任、部活動指導員		



▲10年間（H26～R5）平均の年間コスト（数値根拠：地方教育費調査各年度実績）

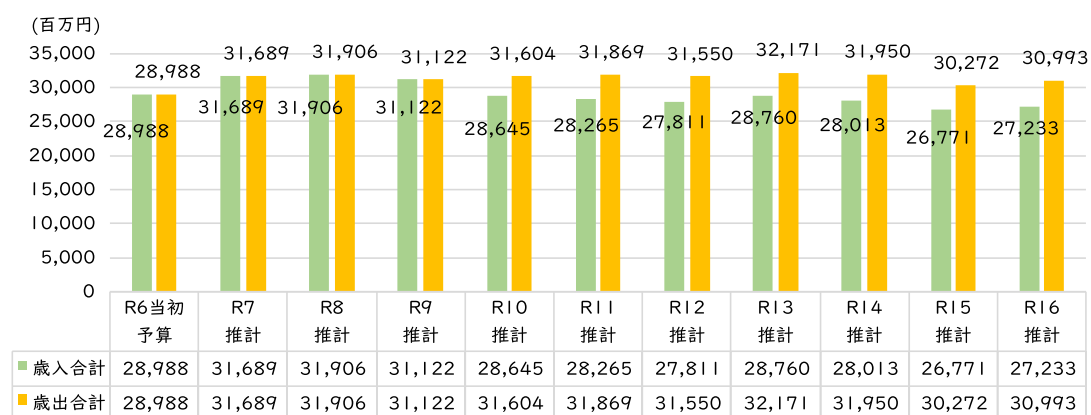
※小学校1校 371,475 千円／年・校
 ※中学校1校 381,085 千円／年・校
 ※13校合計 4,867,616 千円／年

【参考】令和5年度教育費決算額（県費職員経費は除く）

3,853,884 千円

※一般会計歳出に占める割合 10.4%

○財政見通し



出典：財政課資料

※上記グラフは、令和 7 年度以降は、令和 7 年度以降の納税制度による寄付金が無くなったと仮定し、各課の計画通りに事業を進捗させた場合の歳入・歳出の見通しとなります。

4. 特別支援教育の現状と課題

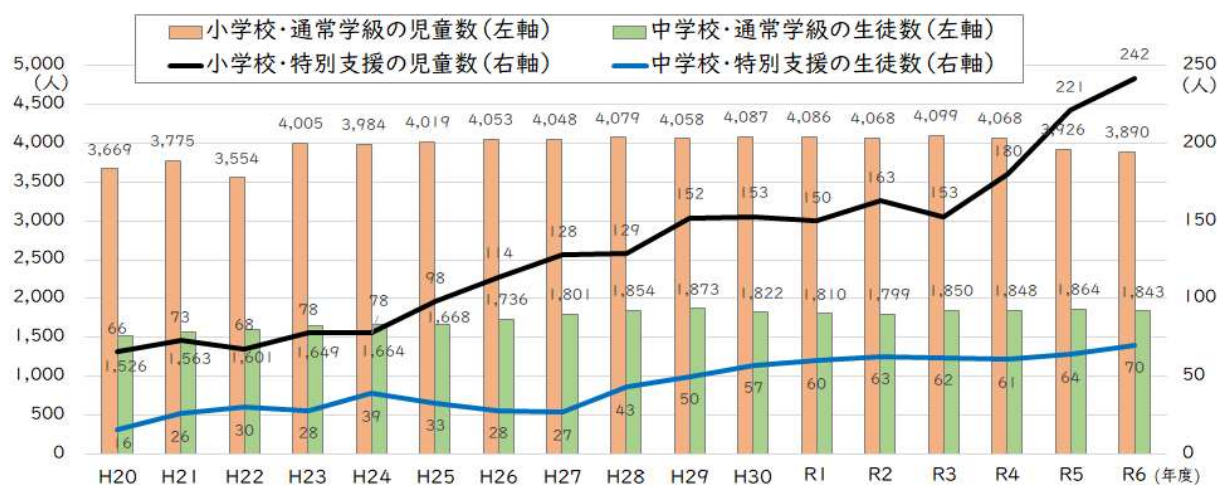
全国的に、児童生徒数が減少を続ける中、特別な支援を要する児童生徒数は増え続けています。これは、医療の発達や障害・特別支援教育に対する理解の深まり、インクルーシブ教育システムの推進などが背景として考えられると言われています。

加えて、国はよりインクルーシブな社会の実現に向け、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（令和5年文部科学省初等中等教育局長通知）において、通級による指導を充実させることとしており、県でも通級指導教室（通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、大部分の授業を通常学級で受けながら、一部の授業について特性に応じた特別の指導を受ける教室）の設置を進める方針を示しています。

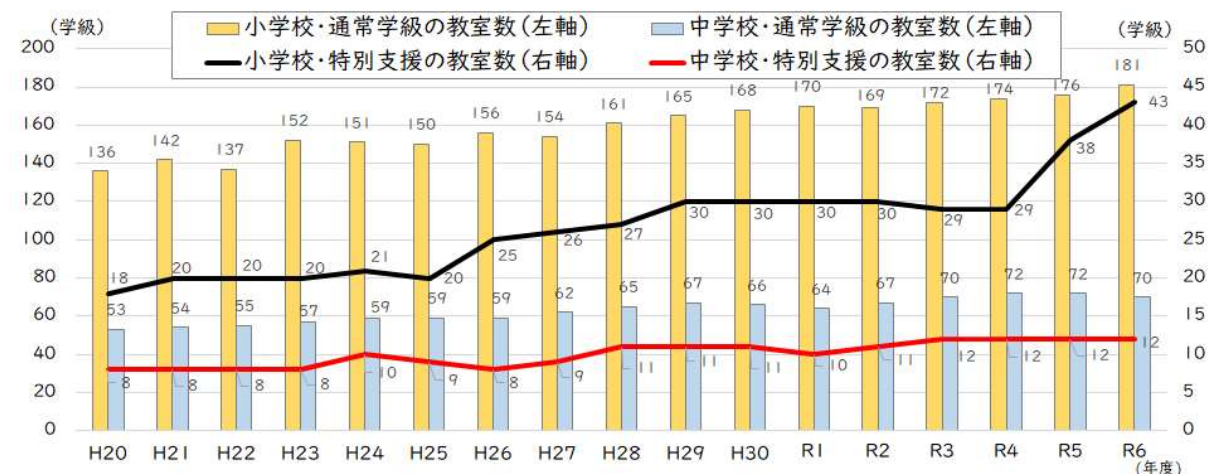
本市においても、近年、特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向が続いており、特に小学校においてその傾向は顕著となる中、特別支援学級は1学級が8名、通級指導教室は13名と、通常学級と比べると1学級の定員が少ないことから、教室や教職員の確保に大きく影響するため、学校の適正規模を考える上でその推移を注意深く見守っていく必要があります。

特別な支援を要する児童生徒の将来推計は難しい面がありますが、これまでの推移からは今後も増加傾向が続くことが想定されることから、今後は、教室や教員確保といった面だけでなく、学校施設のバリアフリー対策等についても、十分な検証と対応が必要となってきます。

■児童・生徒数の推移（市全体）



■学級数の推移（市全体）



1. 方針実現のための基準

①国の基準

また、国の手引きでは学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では教科担任による学習指導を実施するため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしています。

なお、法令では、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものであり、国の手引きでは「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(同省令 79 条により中学校に準用)

Figure 1: Comparison of school size distribution between elementary and middle schools. The figure consists of two horizontal bar charts. The top chart is for elementary schools (小学校) and the bottom chart is for middle schools (中学校). Each chart shows the number of schools (学校数) on the y-axis and the number of students (学級) on the x-axis. The x-axis is divided into three categories: Standard Scale (標準規模), Large Scale (大規模), and Over Large Scale (過大規模). The Standard Scale category is light gray, Large Scale is light orange, and Over Large Scale is light blue. The y-axis has two columns of numbers: 11, 12 and 18, 19 for the Standard Scale; 24, 25 for Large Scale; and 30, 31 for Over Large Scale. The number of schools is indicated by the length of the bars.

学校種別	標準規模 (学級)	大規模 (学級)	過大規模 (学級)
小学校	11, 12	24, 25	30, 31
中学校	11, 12	24, 25	30, 31

②学校規模別の特性

学校規模別の特性について、国の資料や教職員へのヒアリング、市民アンケート結果等から学習・生活・運営の面別に整理しました。

	小規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 ●児童・生徒が意見を出しやすい。	○学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ●複式学級となると、異学年で教える内容が異なるため、教えるのが難しい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○●△クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ●複式学級となると、学年単位の行事が企画しづらく、学年単体の思い出作りが難しい。
運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ●複式学級になると担任数が減るため、一人ひとりの校務負担が大きい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○△PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

○：文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回）配付資料」

●：教職員ヒアリング（他自治体等含む） △：市民アンケート

	大規模化	
	メリット	デメリット
学習面	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 ●保護者の強みを教育課程に生かせる。	○△全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ●学級の足並み（進度等）をそろえるのに時間がかかる。
生活面	○●クラス替えがしやすい。 ○豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○●切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 ●集団生活に慣れることができる。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ●校外学習などの活動の際に制約が生じる。 ●児童・生徒の活躍できるチャンスが少なくなる。 ●大人数が苦手な児童生徒にはプレッシャーや圧迫感がある。 ●全校児童・生徒でのイベントが少ない。
運営面	○経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○●学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ●特に若手の先生にとって相談・指導が受けやすく、横の連携が図られる。 ○●校務分掌を組織的に行きやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 ●専門教員が多い。	○●教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ○●△特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 ●事務処理が多い。 ●パーソナルスペースが少ない。 ●学年会等に時間がかかる。 ●校務分掌の負担が一部職員に偏る傾向がある。
その他	○PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

○：文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第 8 回）配付資料」

●：教職員ヒアリング（他自治体等含む） △：市民アンケート

③市の基準

本市においては、望ましい学校規模を以下のとおりに設定します。

■望ましい学校規模（学級数）



- 特別支援学級は設置基準が異なることから、適正規模を判断する学級数には含めません。
- 本市では規模に応じた教育活動を展開していることから、適正規模以外の学校を「即不適正」とは位置づけません。

■適正規模の考え方

- 学年単位での行事運営や特別教室の利用状況を考慮し、学校規模の基準は小学校と中学校とで分けて設定します。
- 適正規模の最大ラインは、市内の学校運営の現状を鑑みて、それを適切に行える範囲の学級数（小学校 24 学級、中学校 18 学級）とします。
- 適正規模の最小ラインは、全学年でクラス替えのできる規模（小学校 12 学級）とします。かつ、中学校においては免許外指導解消が可能な規模（9 学級）とします。
- 小規模の最小ラインは、小中ともに複式学級が発生しない規模（単学級規模）とします。

(2) 通学距離の目安

① 国の基準

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね 4 km 以内、中学校ではおおむね 6 km 以内という基準を公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。

② 市の基準

本市においては、各学校の現在の設置状況、通学路の安全性や防犯性、通学時の負担軽減などを考慮し、以下のとおりに設定します。

■通学距離の目安

小学校では片道おおむね 2 km 以内、中学校では片道おおむね 4 km 以内とします。

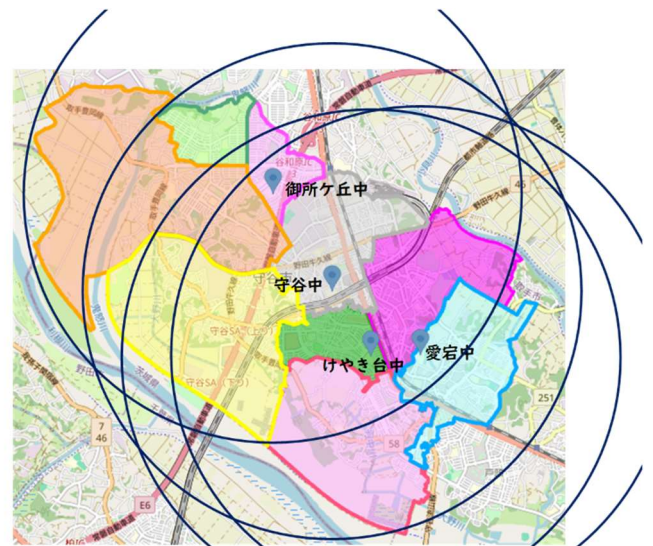
■通学距離の考え方

- 市内全域を網羅できる距離、かつ、国の基準以下で設定します（市内全域で 2 km・4 km 以内でいずれかの学校への通学が可能となります）。
- 児童・生徒の身体的な負担軽減に留意し、遠距離となるケースでは、スクールバス等による通学支援など、児童・生徒や保護者の負担軽減に努めます。
- 地域性や通学体制（特に通学路の安全性）などに配慮します。

■各小学校半径2km



■各中学校半径 4 km



2. 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、「子どもたちにとって望ましい教育環境をつくる」という視点で具体的な問題解決の検討を進めます。

検討に当たっては、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮します。また、学校施設の収容能力や施設整備の状況、学校規模による運営費の是正などについても総合的に検討します。

(2) 適正配置を検討する時期

適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、以下の水準が見込まれる際には、将来を見据えた具体的な対応に着手します。

小規模校

10 年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合

- 複式学級となる基準（小学校：2 学年で 16 人（1・2 年生の場合は 8 人）、中学校：2 学年で 8 人）に近い児童・生徒数の学年（学級）が複数発生することが見込まれた際には適正規模化を速やかに検討します。

大規模校

【小学校】

10 年後に過大規模校（31 学級以上）となる水準が見込まれる場合

【中学校】

10 年後に過大規模校（25 学級以上）となる水準が見込まれる場合

- 普通学級が大規模校に該当する水準にあり、特別支援教室数を加えると保有教室数の不足が見込まれる際には、適正規模化を速やかに検討します。
- 保有教室数が大規模校基準（小学校 25～30 教室、中学校 19～24 教室）に満たない学校においては、適切な学校運営が維持できるか否かを基準に、学級数の推移を見据えていきます。

(3) 適正規模に近づけるための一般的な対応策

適正規模に近づけるための対応策として、一般的に「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築」などがあげられます。

■適正規模に近づけるための対応策

通学区域の見直し	通学区域を見直す。 見直しの際には、可能な限り小・中学校の整合を図るものとします。	
学校選択制	①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統合	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
地域の実情を踏まえた工夫	①分校	他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	②遠隔合同授業等	・ ICT を活用した遠隔合同授業 ・ 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
	③加配職員の配置	国の加配や県単独加配等を活用しつつ、教育活動の充実や複式学級の解消に計画的に取り組む
校舎の増改築等	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

出典：文部科学省「令和5年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」を参考に作成

(4) 本市における適正配置の実施に向けて

小規模校、大規模校の課題を解決し実現すべき教育環境を整えるためには、それぞれに適した対応策があることから、学校ごとの児童生徒数推計や学校運営事情等を総合的に勘案し、次に示す手法を基に具体的な検討を進めます。

① 過小規模校から適正規模

過小規模校の課題を解決し、教育環境を整えるために、通学区域の見直しや学校選択制（※小規模特認校制度）の導入、加配職員配置等を行い、学校規模の適正化を推進します。

通学区域の変更等によっても小規模校の状態が解消しない場合は、学校統合の検討を行います。学校統合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が大きいことから、理解と協力が得られるよう十分な検討の上、地域とともに慎重に協議・調整を進めていきます。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

課題の種類 \ 手法	通学区域の見直し	小規模特認校制度の導入	加配職員の配置など	学校の統合
通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）	○			○
学校関係者、保護者、地域との連携	○	○		○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○		○
学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）				○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難		○		
一定の集団規模が確保されず、デメリットが残る			○	
他校との距離、市全体での児童・生徒数偏在の解消への配慮	○	○		○
コスト面			○	○

※小規模特認校制度とは・・・従来の通学区域は残したままで、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度です。

② 過大規模校から適正規模

適正規模を超える見込みのある学校については、短期的な傾向である場合は特別教室や体育館の利用状況等を検証しつつ、増築や改修等により必要教室数を確保することで対応します。将来的にも学級規模が継続すると見込まれる場合には、学校活動支援策を講じた上、隣接校等の児童生徒数や施設状況等を考慮しつつ、通学区域の変更を検討します。

これらの対応策を講じても適正規模が確保できない場合には、学校の分離・新設の検討を行います。なお、分離・新設するための予定地確保が困難な場合は、近隣校へ一部学年の分教室を設置するなど、その他の方策を柔軟に検討していきます。

■考えられる適正化手法と解決すべき課題

課題の種類 \ 手法	増築や改修等による必要教室数確保	通学区域の見直し	学校選択制の導入	新設校の設置（分離・新設）
通学への配慮（安全性、遠距離者への支援、適切・弾力的な区域設定）		○	○	○
学校関係者、保護者、地域との連携		○	○	○
地域との関わり、拠点機能としての配慮	○	○	○	○
学校施設・整備面の配慮（公共施設管理を踏まえた適正化検討）	○			○
可能な限り早期かつ適切な情報提供	○	○	○	○
特別支援教育を受ける児童・生徒に対する適切な指導及び支援体制	○	○	○	○
学校選択制を利用する児童・生徒の人数予測が困難			○	
過大規模校化が進む恐れが大きい	○			
他校との距離、市全体での児童・生徒数偏在の解消への配慮		○	○	○
コスト面	○			○

3. 中学校区ごとの今後の動向と方向性

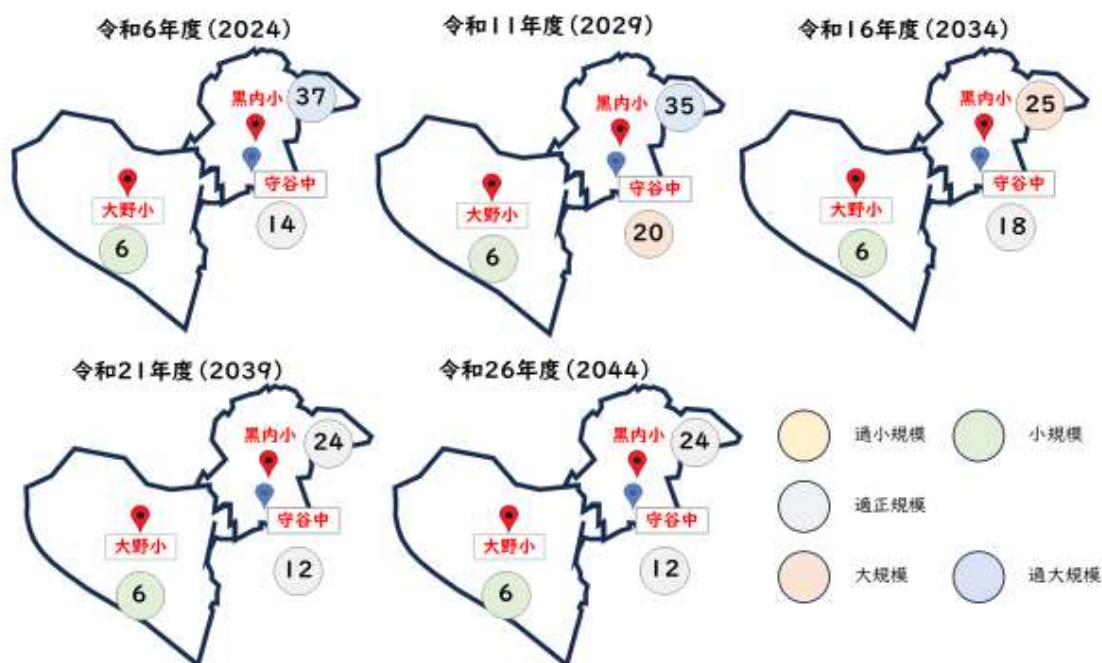
(1) 守谷中学校区

① 学級数の動向

黒内小学校では、学級数は令和 8 (2026) 年度まで増加し、その後は減少に転じますが、5 年後の令和 11 (2029) 年度も 35 学級、令和 16 (2034) 年度も 25 学級と大規模校となることが見込まれています。一方、大野小学校では現状の 6 学級のまま推移し小規模校の状況が継続しますが、令和 15 (2033) 年度には全ての学年で 1 学級の人数が 10 人台となることが見込まれています。

また守谷中学校は、現在適正規模校となっていますが、令和 11 (2029) 年度には 20 学級と大規模校化しますが、令和 16 (2034) 年度には適正規模校となることが見込まれています。

■ 守谷中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

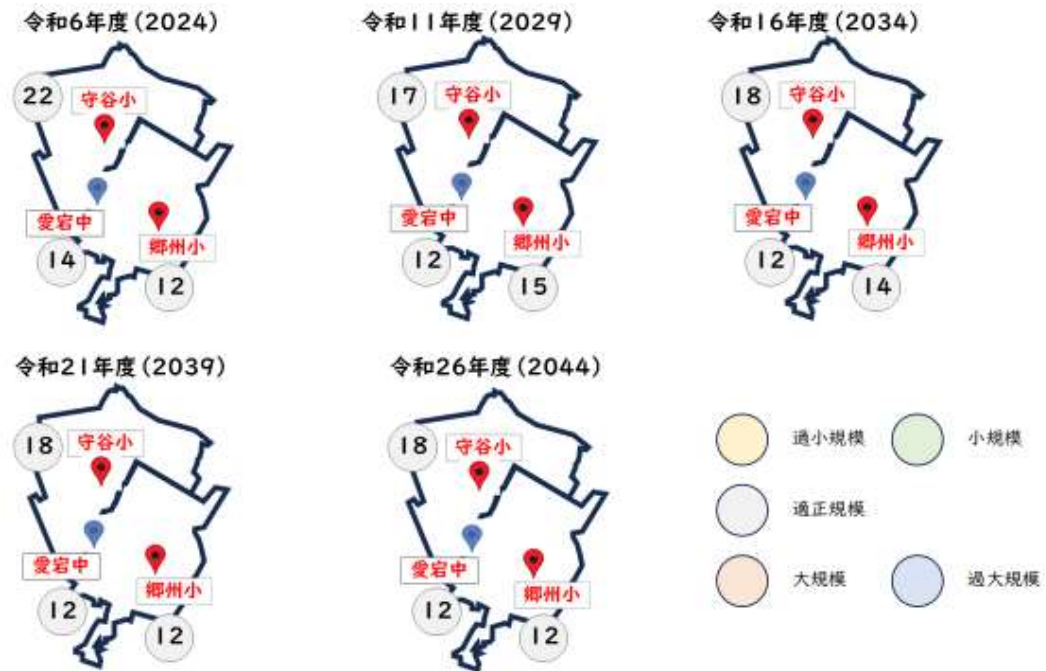
- 大野小学校においては、今後学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半になることが見込まれた段階で学校規模適正化方策について検討準備を始めます。
- 黒内小学校については、特定地域選択制度等の効果を検証するとともに守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況も常に把握しながら、令和 6 年 3 月の答申(※P30参照)に基づき、通学区域の変更等を検討します。
- 守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の推移を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら、教室の増築または通学区域の変更を検討します。

(2) 愛宕中学校区

① 学級数の動向

愛宕中学校区では、令和6(2024)年度および今後10年間においては、全ての小中学校が適正規模校で推移することが見込まれます。

■愛宕中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 守谷小学校においては、守谷駅周辺地区のマンション開発などの状況を常に把握し、学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 郷州小学校については、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。

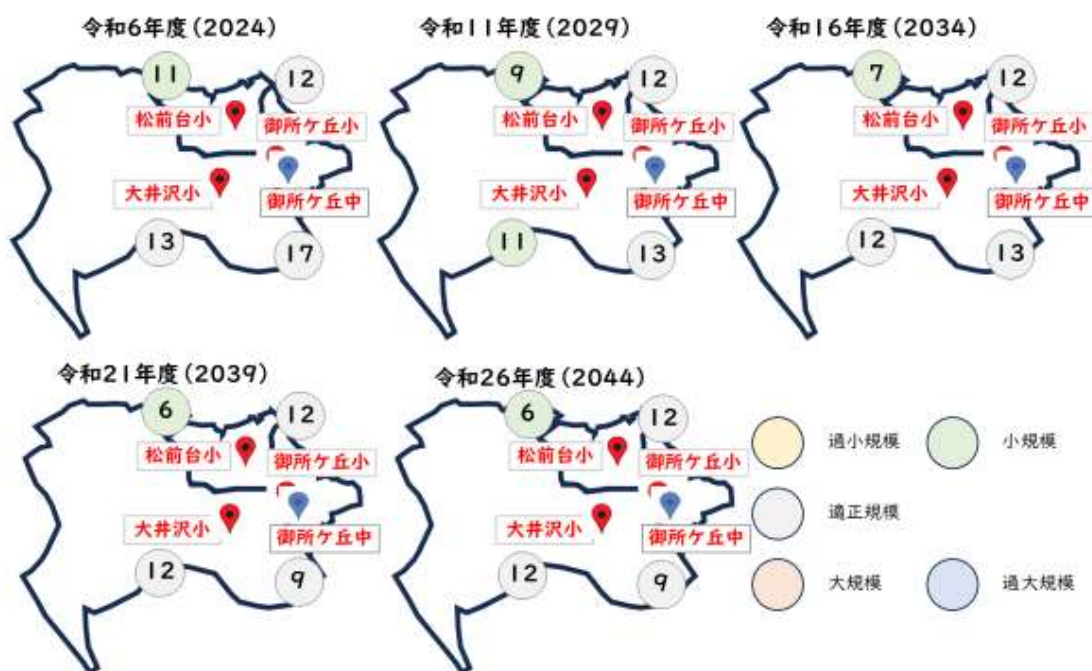
(3) 御所ヶ丘中学校区

① 学級数の動向

令和 6 (2024) 年度において適正規模校である大井沢小学校は、5 年後の令和 11 (2029) 年度には小規模校化しますが、10 年後の令和 16 (2034) 年度には再び適正規模校となることが見込まれます。また、現在小規模校である松前台小学校では、今後も学級数の減少が継続し、10 年後の令和 16 (2034) 年度には 7 学級にまで減少することが見込まれます。

御所ヶ丘中学校は、令和 6 (2024) 年度においては 17 学級で適正規模校となっており、10 年後の令和 16 (2034) 年度には 13 学級と学級数は減少しますが、適正規模は維持されることが見込まれます。

■御所ヶ丘中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 御所ヶ丘小学校においては、黒内小学校の特定地域選択制度の効果を検証しながら、今後の学級数の推移を注意深く見守っていく必要があります。
- 松前台小学校においては、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。

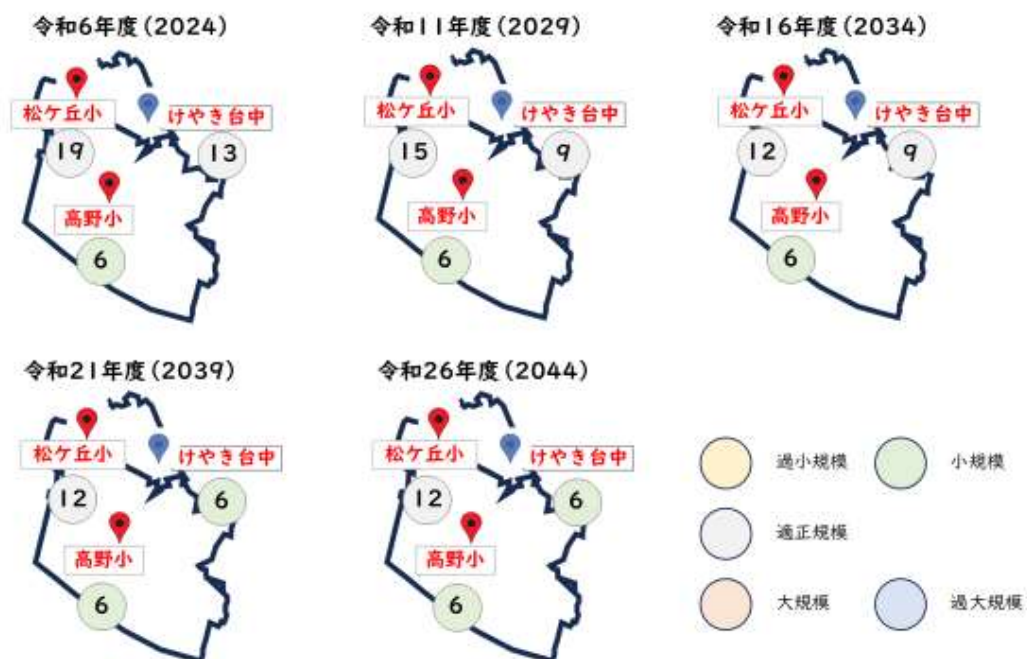
(4) けやき台中学校区

① 学級数の動向

松ヶ丘小学校では、令和 6 (2024) 年度および今後 10 年間に於いて適正規模で推移することが見込まれます。一方、高野小学校では令和 6 (2024) 年度以降も現状の小規模校の状況が継続し、令和 12 (2030) 年度以降では 1 学級の人数が 10 人台となる学年が発生することが見込まれています。

けやき台中学校は、現在適正規模校となっており、10 年後の令和 16 (2034) 年度も適正規模校が維持される見込みですが、学級数の減少が継続し、令和 17 (2035) 年度には 7 学級と小規模校化することが見込まれます。

■ けやき台中学校区における学級数の推計



② 適正配置の方向性

- 高野小学校については、今後の学級数及び学級人数の推移を注意深く見守り、10 年後に 10 人台前半となることが見込まれた段階で適正化について検討を始める必要があります。
- けやき台中学校においては、今後の学級数及び学級人数を注意深く見守り、通学区域の見直しや小規模特認校制度 (※) など学校選択制度の導入等を検討していく必要があります。

※小規模特認校制度とは…従来の通学区域は残したままで、特定の小規模校において、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度です。

IV. 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

中長期的な視点による学校規模適正化に向け、部局横断的な検討体制を構築します。

取組の推進にあたっては、児童生徒数の動向など関連情報について積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方々と情報を共有します。

2. 推進方法と体制

①守谷市通学区域審議会

本市小・中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として設置します。

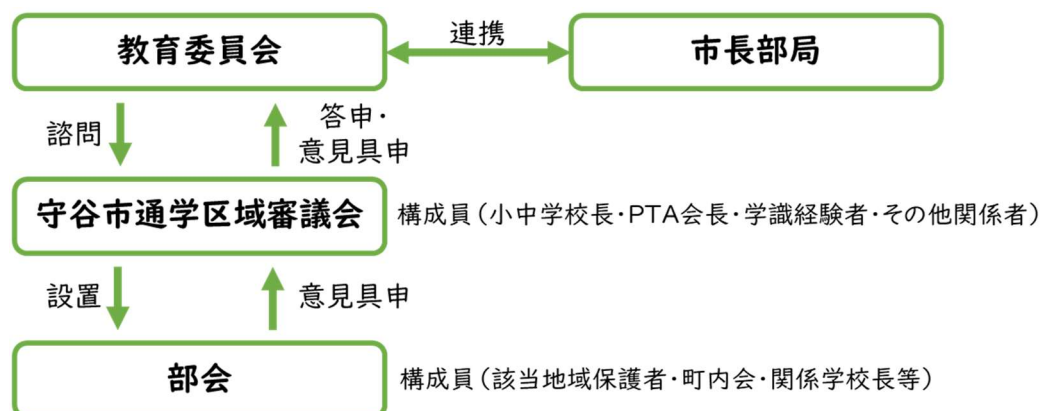
毎年度、各地域の状況を報告し、適正化策検討の必要性などについて審議していきます。

②部会の設置

学校規模適正化に向けた具体的な検討が必要となった際、地域の保護者や関係者、学校長等を構成員とした部会を設置します。

部会では、本市の適正配置方針に基づき、適正化策を協議していきます。

■推進体制



3. 留意事項

- ・ 適正配置の検討においては、児童・生徒への影響に最大限配慮します。
- ・ 地域との関わりや（避難場所など）拠点機能としての、学校の役割に配慮します。
- ・ 適切な頻度で児童・生徒数推計を行い、将来の変化を把握する中で、柔軟な対応を実施します。
- ・ 児童生徒数の動向や学校規模推移などの情報を積極的に発信し、保護者をはじめとした地域住民の方々と情報を共有します。

付属資料

Ⅰ. 策定経過

(1) 通学区域審議会 開催経過

令和5年度 守谷市通学区域審議会 内容

	開催日	協議内容
第1回	令和5年 5月29日(月)	(1) 審議会の位置付けと取組の全体像 (2) 市立小中学校の現状 (3) 黒内小学校への対応について (4) アンケート調査について (5) 今後のスケジュール
第2回	令和5年 8月28日(月)	(1) 学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について (2) 児童生徒数推計結果速報値(暫定版)について (3) 黒内小学校過大規模校化対策について (4) 答申
第3回	令和5年 10月25日(水)	(1) 今後のスケジュールについて (2) 令和5年度守谷市児童生徒数推計業務について
第4回	令和5年 12月14日(木)	(1) 黒内小学校通学区域変更(案)について
第5回	令和6年 1月25日(木)	(2) 令和7年度黒内小学校過大規模校化対策について
第6回	令和6年 3月7日(木)	(1) 令和7年度黒内小学校過大規模校対策について (2) 答申

令和6年度 守谷市通学区域審議会 内容

	開催日	協議内容
第1回	令和6年 5月30日(木)	(1) 副会長の選出について (2) 令和5年度守谷市通学区域審議会審議経過について (3) 守谷市立小中学校適正配置基本方針の検討について (4) 今後のスケジュールについて
第2回	令和6年 7月31日(水)	(1) 守谷市立小中学校適正配置基本方針の検討について (2) 通学区域の変更について(報告) (3) 今後のスケジュールについて
第3回	令和6年 9月24日(火)	(1) 他自治体学校視察の結果について(報告) (2) 適正規模の考え方について (3) 望ましい学校規模の範囲に近づけるための方策について
第4回	令和6年 10月29日(火)	(1) 守谷立小中学校適正配置基本方針(案)について
第5回	令和6年 12月4日(水)	(1) 令和6年度児童生徒数推計結果について (2) 守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)について
第6回	令和7年 〇月〇日(〇)	(1) (2) 答申

(2) 委員名簿

① 令和5年度

任期：令和5年4月25日～令和6年3月7日

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	小中学校長	守谷市校長会会長	越智 壽雄	守谷中学校長
2		守谷市校長会副会長	中野 比呂志	けやき台中学校長
3		守谷小学校校長	荒井 弘勝	
4		黒内小学校校長	奈幡 正	
5		郷州小学校校長	中原 卓治	
6		松ヶ丘小学校校長	木下 悦郎	
7		愛宕中学校校長	片岡 正美	
8	PTA 会長	守谷市 PTA 連絡協議会会長	吉田 あゆみ	黒内小 PTA 会長
9		守谷市 PTA 連絡協議会副会長	佐藤 若菜	松前台小 PTA 会長
10		守谷小学校 PTA 会長	永井 祐介	守谷市 PTA 連絡協議会副会長
11		松ヶ丘小学校 PTA 会長	山本 広行	守谷市 PTA 連絡協議会副会長
12	学識経験者	国立大学法人筑波大学 人間学群教授	藤井 穂高	教育基礎学専攻長
13	その他教育 委員会が必要と認める者	守谷 C 地区まちづくり協議会会長	村山 守	
14		守谷 B 地区まちづくりふれあい会	古屋 正博	
15		ひがし野まちづくりの会	星野 陽子	

② 令和6年度

任期: 令和6年4月25日～答申のあった日まで

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	小中学校長	守谷市校長会会長	奈幡 正	黒内小学校長
2		守谷市校長会副会長	片岡 正美	愛宕中学校校長
3		守谷中学校長	直井 健治	守谷中学校区
4		守谷小学校長	荒井 弘勝	愛宕中学校区
5		御所ヶ丘小学校長	高橋 香保里	御所ヶ丘中学校区
6		けやき台中学校長	下村 典子	けやき台中学校区
7	PTA 会長	守谷市 PTA 連絡協議会会長	吉田 あゆみ	黒内小 PTA 会長
8		大野小学校 PTA 会長	青木 一央	守谷中学校区
9		守谷小学校 PTA 会長	永井 祐介	愛宕中学校区
10		御所ヶ丘中学校 PTA 会長	小泉 亮一	御所ヶ丘中学校区
11		松ヶ丘小学校 PTA 会長	山本 広行	けやき台中学校区
12	学識経験者	国立大学法人筑波大学 人間学群教授	藤井 穂高	教育基礎学専攻長
13	その他教育 委員会が必要と認める者	北守谷地区まちづくり協議会	赤井 紀男	副会長
14		大野地区まちづくり協議会	中島 伸一	会長
15		高野地区まちづくり協議会	清水 敬	会長 (*～R6.9.23)
			木村 光宏	事務局長 (*R6.9.24～)
16		大井沢地区まちづくり協議会	森山 克彦	副会長
17		みずき野地区まちづくり協議会	山下 勝博	会長
18		守谷 B 地区まちづくりふれあい会	古屋 正博	会員・地区推薦
19		守谷 C 地区まちづくり協議会会長	村山 守	会長
20		ひがし野まちづくりの会	星野 陽子	会員・地区推薦

(3) 諮問・答申

① 令和6年3月7日付け守谷市通学区域審議会からの答申文

令和6年3月7日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のあった標記の件のうち、令和7年3月末までに答申を求められた「令和7年度以降実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応（令和7年度以降実施可能な対応）について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、過大規模校から保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制の一部導入のほか、通学区域の変更についても引き続き検討していくことが妥当と考える。

(1) 対応内容

① 保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続

令和6年4月から適用される、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の児童は、保護者の希望に応じて保有教室数に余裕がある他の学校へ就学することができる就学校変更基準の運用を継続

する。

② 特定地域選択制度の導入

黒内小学校通学区域の内、松並青葉地区（一丁目～四丁目）に居住、または居住予定の児童は、黒内小学校のほか、保有教室数に大きく余裕のある御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への就学を選択することができる特定地域選択制度を導入する。

③ 通学区域の変更

黒内小学校通学区域の変更については、通学路の安全性や通学時間、地域性などを十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する。

(2) 実施時期

(1) ②については、令和7年4月からの開始とする。

(3) 適用期間

(1) ①②については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1) 就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入に際しての配慮

令和7年度の黒内小学校入学予定児童及び保護者のほか、市民全体に対して、過大規模校の現状について十分な周知を行うこと。また、就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入については、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の方及び該当地域関係者に対して、丁寧な説明を行うこと。さらに、就学校変更及び学校選択を行う上で、市内各校の情報は大切な判断根拠となるため、積極的に情報提供を行い、保護者が子どものために適切な選択ができるよう努めること。

また、特定地域選択制度が導入される松並青葉地区に対しては、遠距離通学となることからスクールバスを導入し、児童の安全・安心を確保すること。

併せて、保護者の判断により就学校変更や学校選択を行った児童又は行わなかった児童が、いずれの学校においても心身ともに健やかな学校生活を送れるよう、市及び学校は、スクールソーシャルワーカーなどを起用した支援体制を整備すること。

最後に、就学校変更等を行った場合の中学校への通学路について、生徒の通学が始まる前までに、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図ること。

(2) 通学区域変更の継続審議に対する検討事項

就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度導入の結果に関わらず、守谷駅周辺地区への人口集中状況を考慮し、適正規模を目指した通学区域の変更について、継続協議を行うこと。その際には、通学路の安全確保や通学時間、地域性を考慮し、地域の理解が得られるよう丁寧に協議を進めていくこと。また、通学区域の変更を行うことになり、実際に児童の通学が開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やPTA、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(3) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校化は急激に鈍化せず、令和8年度以降に教室数が不足する可能性がある。市はこれを重く受け止め、児童生徒の適切な教育環境確保に努めること。また、中長期的な小中学校の適正配置の観点から、児童生徒数推計を毎年度行うとともに、適切な対策を市内全体で検討すること。

(4) 全体を通じての意見

今回の対応策検討経過を振り返り、過大規模校の現状や当審議会の審議内容を十分に地域に周知できなかったことは大きな反省点である。今後は審議経過等についてより広く地域に開示し、早い段階から地域意向を聴取すること。

5 審議経過

- (1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、全体での質疑と意見交換、学校現場との質疑応答などを行った。教育委員会では、審議会が出された対応策案についての地域との意見交換会、地区アンケート、事前説明会等を開催し、集約した意見等の報告を行った。
- (2) 審議においては、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、黒内小学校の過大規模校化を解消させるという観点だけではなく、市内の全公立小中学校の適正配置を見据えた中長期的な視点を持って協議することを基本とした。

(4) 守谷市通学区域審議会条例

守谷市通学区域審議会条例

平成3年9月27日

条例第20号

改正 平成30年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 本市小、中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として、守谷市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

(1) 小、中学校長

(2) 小、中学校PTA会長

(3) 学識経験者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第2項各号のうち、特定の職により委嘱された委員にあつては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第3号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第4条までの規定 平成30年4月1日